

平成 29 年 12 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社DDホールディングス
代表者名 代表取締役社長 松村 厚久
(コード番号：3073 東証第一部)
問合せ先 執行役員 経営企画本部長 斉藤 征晃
電話番号 03-6858-6080 (代表)

株式会社エスエルディー株式 (証券コード 3223) に対する
公開買付けの結果に関するお知らせ

株式会社DDホールディングス (以下「当社」又は「公開買付者」といいます。) は、平成 29 年 11 月 14 日開催の取締役会において、株式会社エスエルディー (証券コード：3223、東京証券取引所 JASDAQ スタンダード市場、以下「対象者」といいます。) の普通株式 (以下「対象者株式」といいます。) を金融商品取引法 (昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。) に基づく公開買付け (以下「本公開買付け」といいます。) により取得することを決議し、平成 29 年 11 月 15 日より本公開買付けを実施しておりましたが、以下のとおり、本公開買付けが平成 29 年 12 月 13 日を以って終了いたしましたので、お知らせいたします。

また、本公開買付けの結果、平成 29 年 12 月 20 日 (本公開買付けの決済の開始日) 付で、対象者は当社の持分法適用関連会社となる予定ですので、併せてお知らせいたします。

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

株式会社DDホールディングス
東京都港区芝四丁目 1 番 23 号 三田NNビル 18 階

(2) 対象者の名称

株式会社エスエルディー

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
608,000 (株)	576,000 (株)	608,000 (株)

(注 1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限 (576,000 株) に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の上限 (608,000 株) を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第 27 条の 13 第 5 項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令 (平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を

含みます。以下「府令」といいます。) 第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注 2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法(平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。)に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は、法令の手続に従い本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に自己の株式を買取ることがあります。

(注 3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(5) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成 29 年 11 月 15 日(水曜日)から平成 29 年 12 月 13 日(水曜日)まで(20 営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性の有無

法第 27 条の 10 第 3 項の規定により、公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は、平成 29 年 12 月 27 日(水曜日)まで(30 営業日)となる予定でしたが、該当事項はありませんでした。

(6) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 1,130 円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数(576,000株)が買付予定数の下限(576,000株)に達し、かつ、買付予定数の上限(608,000株)を超えなかったため、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第 27 条の 13 第 1 項に基づき、金融商品取引法施行令(昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。)第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により、平成 29 年 12 月 14 日に株式会社東京証券取引所において、報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	576,000 (株)	576,000 (株)
新株予約権証券	—	—
新株予約権付社債券	—	—
株券等信託受益証券()	—	—
株券等預託証券()	—	—
合計	576,000	576,000
(潜在株券等の数の合計)	—	(—)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における当社の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合—%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合—%)
買付け等後における当社の所有株券等に係る議決権の数	5,760 個	(買付け等後における株券等所有割合 41.19%)

買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等後における株券等所有割合-%)
対象者の総株主等の議決権の数	13,069 個	

(注1) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成29年11月14日に提出した第15期第2四半期報告書(以下「対象者第15期第2四半期報告書」といいます。)に記載された総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式及び対象者の新株予約権の行使により発行又は移転される対象者株式についても買付け等の対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者第15期第2四半期報告書に記載された平成29年11月14日現在の発行済株式総数(1,307,280株)に、対象者が平成29年6月30日に提出した第14期有価証券報告書に記載された平成29年5月31日現在の新株予約権(917個)から平成29年6月1日以降平成29年11月14日までの変動として対象者から報告を受けた新株予約権の失効による減少(4個)を除いた新株予約権(913個)の目的となる対象者株式数(91,300株)を加算し、対象者第15期第2四半期報告書に記載された平成29年9月30日現在の対象者が保有する自己株式数(45株)を控除した株式数(1,398,535株)に係る議決権の数(13,985個)を分母として計算しております。なお、対象者によれば、平成29年11月14日現在の対象者が所有する自己株式数は、平成29年9月30日から変動はないとのことです。

(注2) 「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

(公開買付代理人)

SMB C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

② 決済の開始日

平成29年12月20日(水曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。なお、日興イーリートレードからの応募については、電磁的方法により交付します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

④ 株券等の返還方法

公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を、公開買付期間の末日の翌々営業日(本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)に、公開買付代理人の応募株主口座上で、応募が行われた時の状態(応募が行われた時の状態とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。)に戻します。

なお、返還することが必要な株券等を公開買付代理人以外の金融商品取引業者へ振替手続きされる場合は、株券等を管理する口座区分により振替日が異なる場合がございますので、応募の申込みをされた公開買付代理人の本店若しくは国内各営業店にご確認ください。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

当社が平成 29 年 11 月 14 日付で公表した「株式会社エスエルディー株式（証券コード 3223）に対する公開買付けの開始及び資本業務提携に関するお知らせ」に記載の内容から変更はありません。

4. 公開買付け報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社DDホールディングス 東京都港区芝四丁目 1 番 23 号 三田NNビル 18 階

株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

以 上